

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	定例庁議	
開 催 日 時	午前9時 4分から 平成29年5月19日（金） 午前9時15分まで	
開 催 場 所	市役所 別館3階 市長公室	
出 席 者	富岡市長、田中副市長、太田市長公室次長兼政策企画課長（神田市長公室長代理）、重岡危機管理監、上野総務部長、宮村市民環境部長、三田福祉部長、内田健康づくり部長、澤田都市建設部長、小野里会計管理者、佐藤水道部長、石井議会総務課長（木村議会事務局長代理）、嶋学校教育部長、比留間生涯学習部長、塩野監査委員事務局長 （事務局） 新井政策企画課長補佐、同課政策企画係櫻澤主事、稲葉市長公室参事兼秘書課長	
会 議 内 容	1 平成29年度第2回朝霞市議会定例会提出議案について	
会 議 資 料	・平成29年第2回朝霞市議会定例会提出議案	
会 議 録 の 作 成 方 針	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	☒ 要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☒ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
そ の 他 の 必 要 事 項		
審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）		

【議題】

1 平成29年度第2回朝霞市議会定例会提出議案について

【説明】

議案第23号 専決処分の承認を求めることについて

(上野総務部長)

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が、本年3月31日に公布されたことにともない、朝霞市税条例の一部を改正する条例について、専決処分をしたので、その承認を求めるものである。

改正内容については、法人市民税について、申告納付などの規定に係る字句の整理を行うものである。

また、軽自動車税については、グリーン化特例について、対象車両に係る燃費基準要件の見直しを行ったうえで、適用期限を2年延長するほか、グリーン化特例による減税対象車に係る軽自動車税について、自動車メーカーによる不正行為により、納付すべき額に不足が生じた場合の賦課徴収の特例を設けるものである。

なお、軽自動車税のグリーン化特例の2年延長に伴う市への影響については平成28年度及び平成29年度の課税実績では軽減額が1年で約200万円となっていることから2年間で約400万円の減収と見込まれる。

[質疑等]

なし

議案第24号 専決処分の承認を求めることについて

(内田健康づくり部長)

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が、本年3月31日に公布されたことにともない、朝霞市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分をしたので、その承認を求めるものである。

改正内容については、所得が一定基準以下の場合、均等割、平等割が停止される国民健康保険税の7割、5割、2割の軽減措置のうち対象となる軽減判定の算定における被保険者の数に乗すべき金額を5割軽減については26万5千円から27万円に引き上げ、2割軽減については48万円から49万円に引き上げ、軽減世帯の拡充を図るものである。この改正による影響については、本年4月末現在の数値との推計となるが、5割、2割の軽減世帯が4,025世帯から4,141世帯で116世帯、合わせて220人が拡充され、影響額としては約180万円の軽減の拡充になると推計している。

[質疑等]

なし

議案第25号 朝霞市議会議員及び朝霞市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について

(塩野監査委員事務局長)

改正内容については、公職選挙法施行令の一部が改正されたことにともない、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラ等の公費負担の限度額について改正をするものである。

具体的な内容については、選挙運動用自動車の使用についてハイヤー方式の場合の一日あたりの限度額6万2000円を6万4,500円に、自動車借入契約の場合の一日あたりの限度額1万5,300円を1万5,800円に、選挙運動用自動車の燃料代一日あたりの限度額7,350円を7,560円に、選挙運動用の運転手の雇用報酬限度額1万1,700円を1万2,500円に、選挙運動用のビラ1枚あたりの公費負担の限度額7円30銭を7円51銭に、選挙運動用のポスター1枚あたりの公費負担の作成単価376円49銭を393円79銭に、企画費22万6,404円を23万2,875円に改正するものである。

[質疑等]

なし

議案第26号 朝霞市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

(澤田都市建設部長)

改正内容については、本年4月3日に告示された朝霞都市計画地区計画のうち、根岸台5丁目地区及び根岸台6丁目地区の地区整備計画に基づき、建築基準法第68条の2により、新たに当該2地区の建築物の用途及び敷地面積の最低限度の制限を定めるものである。

なお、この改正については、平成29年9月1日から施行したいと考えている。

[質疑等]

なし

議案第27号 公平委員会委員選任に関する同意を求めることについて

(塩野監査委員事務局長)

市の公平委員会委員のうち、川島宏氏の任期が平成29年6月27日をもって満了となるが、同氏を再び選任いたしたく、提案するものである。

[質疑等]

なし

議案第28号 固定資産評価員選任に関する同意を求めることについて

(上野総務部長)

地方税法第404条第1項の規定に基づく固定資産評価員に、本年4月の人事異動で、新たに課税課長に任命された堤田俊雄氏を選任したく、提案するものである。

[質疑等]

なし

議案第２９号 固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意を求めることについて
(塩野監査委員事務局長)

市の固定資産評価審査委員会委員のうち、橋本正彦氏の任期が平成２９年６月２８日をもって満了となることから、同氏を再び選任いたしたく、提案するものである。

[質疑等]

なし

【結果】

原案のとおり、決定する。

【閉会】